原単位の改善のための取組に関する状況 【2024年度提出分（2023年度実績）】※非特定事業者用

山川町漁業協同組合

銘柄コード	
法人番号	2340005004076

日本標準産業分類	コード	項目名
中分類	47	倉庫業
細分類（申請事業）	4721	冷蔵倉庫業
エネルギー管理統括者	【役職】 【氏名】	

エネルギー総使用量	38,163	GJ	985	kℓ
前年度エネルギー総使用量			961	kℓ
非化石エネルギー総使用量		GJ		kℓ
調整後温室効果ガス排出量			$t-CO_2$	

【エネルギーの使用の合理化】

主たる事業におけるエネルギー消費原単位※注（2023年度実績）		原単位分母				
	主たる事業の構成割合					%
事業者全体のエネルギー消費原単位対前年度比	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
事業者全体の5年度間平均原単位変化（%）						

※ 主たる事業は、必ずしもエネルギー消費量の多寡で決定されるものではなく、日本標準産業分類の考え方に基づき各事業者が決定したもの。

【電気の需要の最適化】

主たる事業における電気需要最適化評価原単位（2023年度実績）		原単位分母				
DR実施日数						
事業者全体の電気需要最適化評価原単位対前年度比	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
事業者全体の5年度間平均原単位変化						

【ベンチマーク指標の状況（合理化）】

ベンチマーク区分		
目指すべき水準		kℓ/t以下
ベンチマーク指標の状況		
ベンチマーク区分		
目指すべき水準		kℓ/t以下
ベンチマーク指標の状況		
ベンチマーク区分	－	－
目指すべき水準	－	
ベンチマーク指標の状況	－	
ベンチマーク区分	－	－
目指すべき水準	－	
ベンチマーク指標の状況	－	

【調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた認証排出削減量等の量】

種別	合計量	
Jクレジット		t-CO2
－	－	t-CO2
－	－	t-CO2
－	－	t-CO2

【非化石エネルギーへの転換】

電気の非化石比率	事業者全体で使用する電気				
目標（2030年度）	44.0%				
直近5年度間の実績値	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
					30.4%
目安設定業種					
目安（2030年度）					
目標（2030年度）					
直近5年度間の実績値	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
目安設定業種	－		－		
目安（2030年度）	－				
目標（2030年度）	－				
直近5年度間の実績値	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
					－

【取組の概要：業界の事情等を考慮した取組について（定量指標）】

【取組の概要：業界の事情等を考慮した取組について（定性的事項）】

1. エネルギーの使用の合理化に関する事項

当組合では冷凍冷蔵業務におけるエネルギー使用合理化に資する施策として、冷凍冷蔵庫の開閉における庫内温度の上昇を抑制する為、冷凍庫に前室を設け庫内温度の上昇を抑制している。また、冷凍機の定期的なオーバーホールを実施することにより、経年劣化等による消費電力の増加を抑制している。

2. 非化石エネルギーへの転換に関する事項

環境省の2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標で30by30の認定を受け、沿岸域・海洋における気候変動緩和と気候変動適応へ向けた取組みを加速すべく、あらたなカーボン・クレジットとしての「Jブルークレジット®」制度認定の申請を行う。

【取組の概要：カーボンニュートラルに向けて】

1. 自由記述欄（カーボンニュートラルの実現等に資する事業者独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について）

ブルーカーボン生態系（藻場等）の創出・保全等を行い水質の浄化や、魚の数や種類の増加（生物多様性の確保）など、多様な環境価値にも貢献を目指す。

2. 関連リンク

原単位の改善のための取組に関する状況につい：	http://jf-yamagawa.jp/kanri/wp-content/uploads/2024/11/%E5%85%AC%E8%A1%A8%E3%82%B7%E3%83%BC%E3%83%88%EF%BC%88%E5%8E%9F%E5%8D%98%E4%BD%8D%E6%9
（　タイトル　）	：
（　タイトル　）	：

（注意事項）
・赤枠囲み欄は必須記載です。
・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第37条第1項の規定による、賦課金に係る特例の適用を受ける期間においては、情報の公表を継続する必要があります。